平成29年度 第4回

佐倉市高齢者福祉·介護計画推進懇話会資料 開催日 平成30年1月15日

- ■地域包括支援センター評価結果について
- ①佐倉市地域包括支援センター評価委員会設置要綱

P1~P2

②平成29年度佐倉市地域包括支援センター運営に関する

評価について P3~P4

- ③佐倉市地域包括支援センター評価基準 P5~P6
- ④佐倉市地域包括支援センター評価 総括表 P7

佐倉市地域包括支援センター評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市が地域包括支援センター事業を市内高齢者日常生活圏域ごとに法人に委託して実施するに当たり、その運営状況を適正に評価するため、佐倉市地域包括支援センター評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 地域包括支援センター事業の運営状況について評価すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員長、副委員長及び委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員長は福祉部長を、副委員長は高齢者福祉課長をもって充てる。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (委員)
- 第6条 委員は、社会福祉課長、障害福祉課長及び福祉部調整担当の職にある者をもって充てる。
- 2 前項の委員に事故がある場合は、あらかじめ当該委員の指名する職員がその職務 を代理するものとする。

(会議)

- 第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が会議の 議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて関係者又は有識者から意見を聴くことができる。 (評価事項)
- 第8条 第2条第1号の規定による評価は、別に定める佐倉市地域包括支援センター 評価基準(以下「評価基準」という。)により、次に掲げる区分ごとに行うものと する。
 - (1)業務全般の運営体制及び管理
 - (2)包括的支援事業

- (3)介護予防事業・任意事業
- (4) その他評価に関し必要な事項

(評価の方法)

- 第9条 委員会は、評価に当たり、地域包括支援センターの現状を把握するため現地 にて実地確認を行うとともに、評価の会議において、実績報告、自己評価及び実地 調査の状況に基づき運営法人からヒアリングを行うものとする。
- 2 各委員は、提出された事業の実績報告、自己評価の内容等について、評価基準に 基づき、運営法人ごとに評価点を算出するものとする。
- 3 評価は、前項の規定により算出された委員の評価点の合計をもって、総合点を算出するものとし、これにより次年度の事業委託継続の適否について判断するものとする。この場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、委員会は、当該法人に改善方針の提出を求めるものとする。
 - (1) 評価基準に係る合計点が満点の60パーセントに満たないとき。
 - (2) 各大項目の小計が大項目における満点の50パーセントに満たないとき。
- 4 委員会は、運営法人から前項の改善方針が提出された場合は、当該運営法人における早期の改善見込みについて評価し、確実に早期の改善が見込まれる場合を除き、 次年度の委託契約更新予定者から除外するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後において、最初に委員長、副委員長及び委員となった者 の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則(平成22年3月31日決裁21佐高第747号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則(平成24年3月19日決裁23佐総第1836号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月21日決裁24佐高第882号)

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

平成29年度佐倉市地域包括支援センター運営に関する評価について

1. 根拠

佐倉市地域包括支援センター評価委員会設置要綱(以下、「設置要綱」という。)

2. 運営評価委員構成メンバー (設置要綱第6条)

委員長:佐藤福祉部長

副 委 員 長 : 三須高齢者福祉課長

委員: 菅沼社会福祉課長、大谷福祉部調整担当

アドバイザー: 必要時 ※29 年度はアンケートにより関係機関から意見を伺う。

事務局:高齢者福祉課包括支援班

3. 日程

平成 29 年 10 月 17 日(火)	・地域包括支援センター実地確認
平成29年10月27日(金)	・地域包括支援センター運営法人ヒアリング
平成 29 年 11 月 14 日(火)	・運営法人へ評価結果を送付
平成 30 年 1 月 15 日 (月)	・評価結果を高齢者福祉・介護計画推進懇話会へ報告

4. 評価事項 (設置要綱第8条)

- (1)業務全般の運営体制及び管理
- (2) 委託業務の実施状況(包括的支援事業・介護予防事業・任意事業等)
- 5. 評価の方法(設置要綱第9条)
- (1)委員の業務
 - ① 10月17日(火)各地域包括支援センターの現地にて実地確認
 - ② 10月27日(金)地域包括支援センター運営法人からのヒアリング
 - ③ 11月2日 (金) 実地確認、関係資料、ヒアリングの内容等について評価基準 (評価表)に基づき、運営法人ごとに評価点を算出し、事務局 (高齢者福祉課包括支援班)へ提出

(2) 評価結果について

- ① 評価の結果が次のいずれかに該当するときは、地域包括支援センター業務受託法人に改善計画書の提出を求めるものとする。
- (ア)評価基準に係る合計点が満点の60%に満たないとき。
- (イ)評価表の各大項目の小計が大項目における総合点満点の50%に満たないとき。 なお、提出された計画書を慎重に審査し、その結果、確実に早期の改善が見込 まれる場合を除き、平成30年度の地域包括支援センター業務委託契約候補者 から除外する。
- ② ① (ア)(イ)を満たした場合には、平成30年度の地域包括支援センター業務 委託契約更新予定者とする。

【実地確認】

《日時》平成 29 年 10 月 17 日 (火) 13 時 15 分~

《場所》佐倉市内地域包括支援センター事務所

センター名	時間
1. 佐倉市志津北部地域包括支援センター	13:45~14:05
2. 佐倉市志津南部地域包括支援センター	14:15~14:35
3. 佐倉市臼井・千代田地域包括支援センター	14:45~15:05
4. 佐倉市佐倉地域包括支援センター	15:20~15:40
5. 佐倉市南部地域包括支援センター	16:00~16:20

《確認事項》現地にて下記評価基準に関し、確認を行う。

評価基準【No. 3】

施設は、法人本体施設等と分離し、地域の利便性の高い場所に設置され、わかりやすく 安全な環境にある。

評価基準【No. 4】

プライバシーが保たれさまざまな地域情報がわかりやすく配架されて、利用者が相談しやすい事務所になっている。

評価基準【No. 11】

ケースファイル等の個人情報や実績データなどセンターが所管する情報を的確に管理している。

評価基準【No. 18】

保険対象外などのさまざまなサービス情報をわかりやすく提供している。

【運営法人ヒアリング日程表】

《日時》平成 29 年 10 月 27 日 (金) 13 時 00 分~

《場所》佐倉市役所社会福祉センター3 階中会議室

センター名	時間
1. 佐倉市臼井・千代田地域包括支援センター	13:30~14:00
2. 佐倉市佐倉地域包括支援センター	14:05~14:35
3. 佐倉市南部地域包括支援センター	14:40~15:10
4. 佐倉市志津北部地域包括支援センター	15:15~15:45
5. 佐倉市志津南部地域包括支援センター	15:50~16:20

《内容》 評価委員は、地域包括支援センター職員及び運営法人職員より業務の実施状況等の説明を受けた後、事前に提出された自己評価・平成29年度上半期における地域包括支援センターの実績報告及び実施状況等に関して質問。地域包括支援センター職員及び運営法人職員は、質問に対して随時回答する。

平成29年度 佐倉市地域包括支援センター評価表

業務 名	大項目	No.	業務基準
		1	資格、職歴、経験等を考慮し、高度な専門知識と十分な経験を積んだ専門三職種1名以上配置している。
		2	業務量に対応した適切な職員数を配し、フレックスタイム制等の勤務体制を活用して適正な労務管理を行っている。
	I	3	施設は法人本体施設等と分離し、地域で利便性の良い場所に設置され、わかりやすく安全な環境にある。
	· 運 営	4	プライバシーが保たれさまざまな地域情報がわかりやすく配架されて、利用者が相談しやすい事務所になっている。
	体制	5	関係法令や要綱、基準、介護保険制度、市のマニュアル、センター運営方針等を職員が十分に理解し職務に当たっている。
		6	地域包括支援センターの認知度を高めるための周知活動を積極的に行っている。
共通		7	職場内研修、外部研修や自主的な研修等を通じて専門職としての資質向上への取り組みを積極的に進めている。
業 務		8	年間事業計画と予算に沿った運営を行い、事業報告や決算等会計処理が適切になされている。
	п	9	計画性が高く効率的な業務運営により、センター事業が良好な会計収支を保てるように努めている。
	II 業	10	業務全般に渡って常に公平・中立な立場で運営に当っているかなど、定期的・自主的評価を行い、課題や改善点など見直しの視点を持っている。
	務 管 理	11	ケースファイル等の個人情報や実績データなどセンターが所管する情報を的確に管理している。
	理	12	休日夜間等緊急時の相談受付体制が整備され、迅速適切な対応が実施されている。
		13	利用者や家族などからの苦情に迅速的確に対応し、経過等を記録すると共に必要に応じて市に報告している。
		14	要援助者、家族、地域関係者からの相談に、迅速かつ真摯に対応するとともに、地域資源等の実態把握に努めている。
		15	地域訪問活動等能動的支援により、隠れた要援助者の把握に努めている。
	ш.	16	保健・医療・介護の専門機関、民生委員、町内会等地域と連携した総合的継続的相談支援体制の構築を進めている。
	総合	17	一人暮らし、認知症や閉じこもりなど利用者の状況に応じたアプローチ、チーム連携、地域連携が実施されている。
	相 談	18	介護保険対象外などのさまざまなサービス情報をわかりやすく提供している。
_		19	地域包括ケアシステム構築への社会資源の発掘、開発に向けて地域の方々や関係機関に接し、信頼関係の構築に努めている。
包括		20	会議等による情報の共有化により、チーム対応を推進すると共に支援方針にリーダーシップが発揮されている。
的支援	IV	21	成年後見制度や日常生活自立支援事業を理解し、地域広報活動や適切なサービス機関に繋げる支援を行っている。
援事業	· 権 利	22	高齢者虐待について地域把握に努めるとともに、市のマニュアルを遵守した予防や早期発見の啓発、迅速な事実確認、報告、措置 や緊急的サービス利用に繋げる支援を行っている。
	擁護	23	困難事例や消費者被害に対して、適時ケースカンファレンスや情報の共有化、支援ネットワークの形成を図っている。
	ジメント支援 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	24	介護支援専門員のネットワークづくり、資質向上への研修などを支援している。
		25	相談内容などの情報を統計的に整理分析して、介護支援専門員共通の課題把握に努め、他圏域のセンターや市と連携しながらケアマネジメント全般に渡る資質向上への指針づくりを進めている。
		26	相談者への傾聴、同行訪問等により介護支援専門員の気づきや課題把握を通じて同様の課題が発生した時自らの力で対応ができ るよう援助指導している。

業務 名	大項 目	No.	業務基準
	VI	27	生活支援コーディネーターが地域包括支援センター内に配置されていることについて、周知活動を行っている。また、周知の方法に 工夫がされている。
	生活支	28	医療や介護等の制度では対象とならない生活支援等サービスを行う団体の地域資源の把握ができている。また、把握した情報を利 用者等に対し提供できている。
	接体	29	高齢者の生活支援等サービスに関するニーズの把握ができている。
	制整	30	地域に不足するサービスを特定し、不足するサービスの開発に向けた取組みが行われている。
二 包 括	備	31	地域包括支援センターで行う他の業務との連携、職員間での情報共有が図れている。
的支	VII · 支認	32	認知症初期集中支援チームが、認知症の人やその家族に早期に関わることで、早期診断・早期対応に向けた支援ができている。
(援事業	支援 総合	33	認知症地域支援推進員の配置と活動により、医療・介護・生活支援等の連携が強化され、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ることを目的とする。
	地	34	地域ケア会議等を定期的に開催している。
	地域 ケ ア	35	個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握をしている。
	会議	36	高齢者の実態把握や課題解決のための地域支援ネットワークの構築をしている。
_ 	区 一般介護予防事業	37	住民主体の通いの場を充実させ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくよう介護予防による地域づくりを推進しながら、高齢者が地域で生きがいや役割を持って生活できるようにしている。
介護予防事		38	民生委員等の地域住民や医療機関からの情報提供、総合相談支援等を通じて、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、 介護予防活動へつなげている。
		39	事業計画の通り、事業が進んでいる。

※大項目($I \sim K$)ごとの評価得点が50%以上、かつ合計点が60%以上であることを評価における合格の基準とします。

	評価基準
5	基準を大幅に上回っている
4	基準を上回っている
3	基準
2	基準を下回っている
1	基準を大幅に下回っている

平成29年度 佐倉市地域包括支援センター運営に関する評価総括表

圏域												
センター名	Α		В		С		D		E		満点	中央値
法人名												
I 運営体制	97	(69.3%)	92	(65.7%)	97	(69.3%)	92	(65.7%)	87	(62.1%)	140	92
Ⅱ 業務管理	73	(60.8%)	76	(63.3%)	76	(63.3%)	75	(62.5%)	72	(60.0%)	120	75
Ⅲ 総合相談	218	(77.9%)	184	(65.7%)	196	(70.0%)	176	(62.9%)	174	(62.1%)	280	184
IV 権利擁護	74	(61.7%)	78	(65.0%)	78	(65.0%)	78	(65.0%)	74	(61.7%)	120	78
V 包括的継続的ケアマネジメント	86	(71.7%)	80	(66.7%)	72	(60.0%)	76	(63.3%)	74	(61.7%)	120	76
VI 生活支援体制整備	148	(74.0%)	136	(68.0%)	136	(68.0%)	130	(65.0%)	122	(61.0%)	200	136
VⅢ 認知症総合支援	134	(67.0%)	134	(67.0%)	128	(64.0%)	124	(62.0%)	122	(61.0%)	200	128
VⅢ 地域ケア会議	88	(73.3%)	80	(66.7%)	74	(61.7%)	74	(61.7%)	72	(60.0%)	120	74
IX 一般介護予防事業	144	(72.0%)	132	(66.0%)	132	(66.0%)	124	(62.0%)	120	(60.0%)	200	132
合計	1,062	(70.8%)	992	(66.1%)	989	(65.9%)	949	(63.3%)	917	(61.1%)	1,500	989

≪評価委員による評価≫

*5段階評価

		項目数	傾斜配分	小計
1. 共通業務	運営体制	7		35
1. 共四未伤	業務管理	6		30
	総合相談	7	$\times 2$	70
	権利擁護	3	$\times 2$	30
2. 包括的支援事業	包括的・継続的ケアマネジメント	3	$\times 2$	30
	生活支援体制整備	5	$\times 2$	50
	認知症総合支援	5	$\times 2$	50
	地域ケア会議	3	$\times 2$	30
3. 一般介護予防事業	一般介護予防事業	5	$\times 2$	50
	①合計			

各包括支援センターより提出された実績報告・自己評価表に基づき評価委員が評価を実施。 評価委員得点→①×4人(委員数)=1,500